

廃棄物海洋投入処分関連法令条文（抄）

（注）下記法令名につき略称を用いて記載した。

- ・海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律：海防法
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律：廃掃法

条文は法律、政令、省令については総務省『法令データ提供システム』より、告示については環境省『環境法令データベース』より転載した。

目次

1. 「廃棄物」の定義	1
(1) 海防法上の「廃棄物」	1
(2) 廃掃法上の「廃棄物」	1
2. 海洋投入処分を認める根拠法条	2
3. 品目指定およびその判定基準	3
(1) 海洋投入処分可能な一般廃棄物	3
1) 品目・判定基準等設定に関する政令への委任条項	3
2) 品目指定	3
【補足：浄化槽汚泥又はし尿に関する特例措置】	4
(2) 海洋投入処分可能な産業廃棄物	5
1) 品目・判定基準等設定に関する政令への委任条項	5
2) 品目指定	6
3) 産業廃棄物の有害物質等に係る判定基準	7
4) 産業廃棄物の油分に係る判定基準	11
(3) 水底土砂	11
1) 海洋投入処分可能な水底土砂	12
2) 海洋投入処分することができない水底土砂	12
3) 特定水底土砂、海防法施行令第五条第二項第五号に掲げる水底土砂 (有害水底土砂) 及び指定水底土砂	12
4) 海防法施行令第五条第二項第五号に掲げる水底土砂 (有害水底土砂) の要件	14
5) 判定基準	14
4. 海洋投入処分に関連する各種規制	17
(1) 廃棄物処理業の許可	17
1) 一般廃棄物処理業の許可	17
2) 産業廃棄物処理業の許可	17
3) 許可期間	18
(2) 廃棄物の確認	18
1) 海上保安庁長官による廃棄物の確認	18
2) 上記海防法10条3項「政令で定める廃棄物」	19
(3) 排出船の登録	19

1) 海上保安庁長官の登録	19
(4) 廃棄物処理記録簿及び報告の徴収	20
1) 廃棄物処理記録簿の備え付け及び記録	20
2) 報告の徴収・立入検査等	20
5. 排出海域および排出方法	22
(1) 排出海域および排出方法の指定	22
(2) 水底土砂の排出海域指定	24
1) 特定水底土砂(A 海域)および指定水底土砂(C 海域)の要件	24
2) 海防法施行令第五条第二項第五号に掲げる水底土砂 (有害水底土砂：A 海域) の要件	25
6. その他の関連法規	26
(1) 多量排出事業者の廃棄物処理計画	26
1) 根拠法条	26
2) 廃掃法 12 条 7 項の「多量排出事業者」	26
3) その他環境省令で定める事項	26
(2) 港湾計画	27
1) 根拠法条	27
2) 港湾計画中に定めるべき事項	28
3) その他国土交通省令で定めるべき事項	28
(3) 監視	34

1. 「廃棄物」の定義

(1) 海防法上の「廃棄物」：海防法3条6号

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～五【略】

六 廃棄物 人が不要とした物（油及び有害液体物質等を除く。）をいう。

七～十七【略】

(2) 廃掃法上の「廃棄物」：廃掃法2条1項

(定義)

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

2～6【略】

2. 海洋投入処分を認める根拠法条：海防法10条

(船舶からの廃棄物の排出の禁止)

第十条 何人も、海域において、船舶から廃棄物を排出してはならない。ただし、次の各号の一に該当する廃棄物の排出については、この限りでない。

- 一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するための廃棄物の排出
 - 二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により廃棄物が排出された場合において引き続き廃棄物の排出を防止するための可能な一切の措置をとつたときの当該廃棄物の排出
- 2 前項本文の規定は、船舶からの次の各号の一に該当する廃棄物の排出については、適用しない。
- 一 【略】
 - 二 【略】
 - 三 【略】
 - 四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第六条の二第二項 若しくは第三項 又は第十二条第一項 若しくは第十二条の二第一項の政令において海洋を投入処分の場所とすることができるものと定めた廃棄物、南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）第十六条第四号 に規定する汚泥その他政令で定める海洋において処分することがやむを得ない廃棄物の排出であつて、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準に従つてするもの
 - 五 【略】
 - 六 【略】
- 3～6 【略】

3. 品目指定およびその判定基準

(1) 海洋投入処分可能な一般廃棄物

1) 品目・判定基準等設定に関する政令への委任条項

：廃掃法6条の2第2項（一般廃棄物）、同3項（特別管理一般廃棄物）

（市町村の処理等）

第六条の二 【略】

- 2 市町村が行うべき一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる一般廃棄物を定めた場合における当該一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「一般廃棄物処理基準」という。）並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。
- 3 市町村が行うべき特別管理一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる特別管理一般廃棄物を定めた場合における当該特別管理一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「特別管理一般廃棄物処理基準」という。）並びに市町村が特別管理一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

4～5 【略】

2) 品目指定

①一般廃棄物：廃掃法施行令3条4号イ

（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）

第三条 法第六条の二第二項の規定による一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

一～三【略】

四 一般廃棄物の海洋投入処分に当たっては、次によること。

イ 海洋投入処分は、次に掲げる一般廃棄物の船舶からの海洋投入処分に限り、行うことができること。

(1) 廃火薬類（火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項に規定する火薬類であつて、不要物であるものをいう。以下同じ。）

(2) 不燃性の一般廃棄物（次に掲げるものを除く。）

(イ) 浄化槽に係る汚泥

(ロ) し尿

(ハ) 廃駆除剤（動植物又はウイルスの防除に用いられる薬剤及びその有効成分である化学物質として製造され、又は輸入されたもののうち、環境大臣が指定するものであつて不要物であるもの（日常生活に伴つて生じたもの及び環境大臣が定める方法により処理したものを除く。）をいう。以下同じ。）

(ニ) 人の健康に重大な被害を生じさせるおそれがある一般廃棄物で環境大臣が指定するもの

(3) (2)(ニ)に掲げる一般廃棄物のうち、緊急に処分する必要があり、かつ、海洋投入処分以外に適切な処分の方法がないものであると認め、環境大臣が指定するものであつて、環境大臣が定めるところにより処分するために処理したもの

ロ 一般廃棄物の海洋投入処分を行う場合には、第一号イ及びロの規定の例によること。

五 前号イ（(3)を除く。）に規定する一般廃棄物であつても、埋立処分を行うのに特に支障がないと認められる場合には、海洋投入処分を行わないようにすること。

②特別管理一般廃棄物：4条の2第4号

（特別管理一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）

第四条の二 法第六条の二第三項の規定による特別管理一般廃棄物の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

一～三【略】

四 特別管理一般廃棄物は、海洋投入処分を行つてならないこと。

【補足：浄化槽汚泥又はし尿に関する特例措置】

1) 廃掃法施行令附則（平成一四年一月一七政令第二号）

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この政令の施行の際現に第一条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第三条第四号イ（2）に掲げる一般廃棄物の海洋投入処分を行っている者に係る同条第四号イ（2）に掲げる一般廃棄物の海洋投入処分については、第一条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第三条第四号の規定にかかわらず、この政令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間は、なお従前の例による。

（2）海洋投入処分可能な産業廃棄物

1) 品目・判定基準等設定に関する政令への委任条項

：廃掃法12条1項（産業廃棄物）、12条の2第1項（特別管理産業廃棄物）

（事業者の処理）

第十二条 事業者は、自らその産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。第三項から第五項までを除き、以下この条において同じ。）の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる産業廃棄物を定めた場合における当該産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならない。

2～11 【略】

（事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理）

第十二条の二 事業者は、自らその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める特別管理産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる特別管理産業廃棄物を定めた場合における当該特別管理産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「特別管理産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならない。

2～12 【略】

2) 品目指定

①産業廃棄物：廃掃法施行令6条1項4号イ

(産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

第六条 法第十二条第一項の規定による産業廃棄物（特別管理産業廃棄物以外のものに限るものとし、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの及び当該廃棄物を処分するために処理したものを除く。以下この項（第三号イ及び第四号イを除く。）において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

一～三【略】

四 産業廃棄物の海洋投入処分に当たっては、次によること。

イ 海洋投入処分は、次に掲げる産業廃棄物（国内において生じたものに限るものとし、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の船舶からの海洋投入処分に限り、行うことができること。

(1) 次に掲げる汚泥（油分を含むものにあつては、環境省令で定める基準に適合するものに限る。）

(イ) 別表第三の二に掲げる施設において生じた汚泥（別表第三の三に掲げる物質を含むものにあつては、環境省令で定める基準に適合するものに限る。）

(ロ) 建設工事に伴つて生じた汚泥（別表第三の三に掲げる物質を含むものにあつては、環境省令で定める基準に適合するものに限る。）

(ハ) 公共下水道又は流域下水道から除去した汚泥（指定下水汚泥であるものを除く。）

(2) 別表第三の二の一の項に掲げる施設において生じた廃酸又は廃アルカリ（油分又は別表第三の三に掲げる物質を含むものにあつては、環境省令で定める基準に適合するものに限る。）であつて、船舶に積み込む際の水素イオン濃度指数を五・〇以上九・〇以下にしたもの

(3) 動植物性残さであつて、摩砕し、かつ、油分を除去することにより環境省令で定める基準に適合するものにしたもの

(4) 家畜ふん尿であつて、浮遊性のきよう雑物を除去したもの

ロ 産業廃棄物の海洋投入処分を行う場合には、第三条第一号イ及びロの規定の例によること。

五 前号イに規定する産業廃棄物であつても、埋立処分を行うのに特に支障がないと認められる場合には、海洋投入処分を行わないようにすること。

2 【略】

②海洋投入処分可能な汚泥の発生源：廃掃法施行令別表第三の二

別表第三の二（第六条関係）

一	アミノ酸、核酸分解物若しくは有機酸若しくはこれらの塩類、エチルアルコール、酵素又はビタミン類（これらのうち、農産物を原料として製造され、かつ、食用又は飲用に供することができるものに限る。）の製造業の用に供する分離施設（発酵液の分離に係るものに限る。）、イースト製造業の用に供する原料処理施設及び濃縮施設、さとうきびを原料とする砂糖の製造業の用に供する濃縮施設、蒸留酒製造業の用に供する蒸留施設並びに銅アンモニアレーヨン製造業の用に供するリントーの懸濁液又は蒸煮液の脱水施設
二	ボーキサイトを原料とする水酸化アルミニウムの製造業の用に供する洗浄施設及びろ過施設

③特別管理産業廃棄物：6条の5第1項2号

（特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）

第六条の五 法第十二条の二第一項の規定による特別管理産業廃棄物（法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの（ポリ塩化ビフェニル汚染物を除く。）及び第二条の四第六号から第八号までに掲げる廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

一～三 【略】

四 特別管理産業廃棄物は、海洋投入処分を行ってはならないこと。

2 【略】

3) 産業廃棄物の有害物質等に係る判定基準

①項目：廃掃法施行令別表第三の三

別表第三の三（第六条、第七条関係）

- 一 水銀又はその化合物
- 二 カドミウム又はその化合物
- 三 鉛又はその化合物
- 四 有機燐化合物
- 五 六価クロム化合物
- 六 砒素又はその化合物
- 七 シアン化合物
- 八 ポリ塩化ビフェニル
- 九 トリクロロエチレン
- 十 テトラクロロエチレン
- 十一 ジクロロメタン
- 十二 四塩化炭素
- 十三 一・二―ジクロロエタン
- 十四 一・一―ジクロロエチレン

- 十五 シスー一・二ージクロロエチレン
- 十六 ー・ー・ートリクロロエタン
- 十七 ー・ー・二トリクロロエタン
- 十八 ー・三ージクロロプロペン
- 十九 チウラム
- 二十 シマジン
- 二十一 チオベンカルブ
- 二十二 ベンゼン
- 二十三 セレン又はその化合物
- 二十四 有機塩素化合物（ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビニル（共重合物を含む。）、ポリ塩化ビニリデン（共重合物を含む。）、ポリクロロブタジエン、ポリエチレン塩素化合物その他環境省令で定めるものを除く。）
- 二十五 銅又はその化合物
- 二十六 亜鉛又はその化合物
- 二十七 弗化物
- 二十八 ベリリウム又はその化合物
- 二十九 クロム又はその化合物
- 三十 ニッケル又はその化合物
- 三十一 バナジウム又はその化合物
- 三十二 フェノール類

②基準値：金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令 2条
（昭和四十八年二月十七日総理府令第五号）

（産業廃棄物の海洋投入処分に係る判定基準）

- 第二条 令第六条第一項第四号 イ（1）（イ）の環境省令で定める基準は、令別表第三の二の一の項に掲げる施設において生じた汚泥にあつては当該汚泥に含まれる別表第二の各項の第一欄に掲げる物質ごとに対応する当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、令別表第三の二の二の項に掲げる施設において生じた汚泥にあつては当該汚泥に含まれる別表第三の各項の第一欄に掲げる物質ごとに対応する当該各項の第二欄に掲げるとおりとする。
- 2 令第六条第一項第四号 イ（1）（ロ）の環境省令で定める基準は、建設工事に伴つて生じた汚泥に含まれる別表第三の各項の第一欄に掲げる物質ごとに対応する当該各項の第二欄に掲げるとおりとする。
- 3 令第六条第一項第四号 イ（2）の令別表第三の三に掲げる物質を含む廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、船舶に積み込む際における令別表第三の二の一の項に掲げる施設において生じた廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第四の各項の第一欄に掲げる物質ごとに対応する当該各項の第二欄に掲げるとおりとする。

別表第三（第二条関係）

	第一欄	第二欄
一	アルキル水銀化合物	アルキル水銀化合物につき検出されないこと。
	水銀又はその化合物	検液一リットルにつき水銀〇・〇〇〇五ミリグラム以下
二	カドミウム又はその化合物	検液一リットルにつきカドミウム〇・〇一ミリグラム以下
三	鉛又はその化合物	検液一リットルにつき鉛〇・〇一ミリグラム以下
四	有機燐化合物	有機燐化合物につき検出されないこと。
五	六価クロム化合物	検液一リットルにつき六価クロム〇・〇五ミリグラム以下
六	砒素又はその化合物	検液一リットルにつき砒素〇・〇一ミリグラム以下
七	シアン化合物	シアン化合物につき検出されないこと。
八	ポリ塩化ビフェニル	ポリ塩化ビフェニルにつき検出されないこと。
九	トリクロロチレン	検液一リットルにつきトリクロロエチレン〇・〇三ミリグラム以下
一〇	テトラクロロエチレン	検液一リットルにつきテトラクロロエチレン〇・〇一ミリグラム以下
一一	ジクロロメタン	検液一リットルにつきジクロロメタン〇・〇二ミリグラム以下
一二	四塩化炭素	検液一リットルにつき四塩化炭素〇・〇〇二ミリグラム以下
一三	一・二ジクロロエタン	検液一リットルにつき一・二ジクロロエタン〇・〇〇四ミリグラム以下
一四	一・一ジクロロエチレン	検液一リットルにつき一・一ジクロロエチレン〇・〇二ミリグラム以下
一五	シス一・二ジクロロエチレン	検液一リットルにつきシス一・二ジクロロエチレン〇・〇四ミリグラム以下
一六	一・一・一トリクロロエタン	検液一リットルにつき一・一・一トリクロロエタン一ミリグラム以下
一七	一・一・二トリクロロエタン	検液一リットルにつき一・一・二トリクロロエタン〇・〇〇六ミリグラム以下
一八	一・三ジクロロプロペン	検液一リットルにつき一・三ジクロロプロペン〇・〇〇二ミリグラム以下
一九	チウラム	検液一リットルにつきチウラム〇・〇〇六ミリグラム以下
二〇	シマジン	検液一リットルにつきシマジン〇・〇〇三ミリグラム以下
二一	チオベンカルブ	検液一リットルにつきチオベンカルブ〇・〇二ミリグラム以下
二二	ベンゼン	検液一リットルにつきベンゼン〇・〇一ミリグラム以下
二三	セレン又はその化合物	検液一リットルにつきセレン〇・〇一ミリグラム以下
二四	令別表第三の三第二十四号に掲げる有機塩素化合物	検液一リットルにつき塩素一ミリグラム以下
二五	銅又はその化合物	検液一リットルにつき銅〇・一四ミリグラム以下
二六	亜鉛又はその化合物	検液一リットルにつき亜鉛〇・八ミリグラム以下
二七	弗化物	検液一リットルにつき弗素三ミリグラム以下
二八	ベリリウム又はその化合物	検液一リットルにつきベリリウム〇・二五ミリグラム以下
二九	クロム又はその化合物	検液一リットルにつきクロム〇・二ミリグラム以下
三〇	ニッケル又はその化合物	検液一リットルにつきニッケル〇・一二ミリグラム以下
三一	バナジウム又はその化合物	検液一リットルにつきバナジウム〇・一五ミリグラム以下
三二	フェノール類	検液一リットルにつきフェノール〇・二ミリグラム以下

備考

- この表に掲げる基準は、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により令別表第三の二の二の項に掲げる施設において生じた汚泥又は建設工事に伴って生じた汚泥に含まれるこの表の各項の第一欄に掲げる物質を溶出させた場合における当該各項の第二欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。
- 別表第一の備考3の規定は、この表の一の項、四の項、七の項及び八の項に掲げる基準について準用する。

※上記別表第一、備考3

「検出されないこと。」とは、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

別表第四（第二条関係）

	第一欄	第二欄
一	アルキル水銀化合物	アルキル水銀化合物につき検出されないこと。
	水銀又はその化合物	試料一リットルにつき水銀〇・〇二五ミリグラム以下
二	カドミウム又はその化合物	試料一リットルにつきカドミウム〇・一ミリグラム以下
三	鉛又はその化合物	試料一リットルにつき鉛一ミリグラム以下
四	有機燐化合物	試料一リットルにつき有機燐化合物一ミリグラム以下
五	六価クロム化合物	試料一リットルにつき六価クロム〇・五ミリグラム以下
六	砒素又はその化合物	試料一リットルにつき砒素〇・一五ミリグラム以下
七	シアン化合物	試料一リットルにつきシアン一ミリグラム以下
八	ポリ塩化ビフェニル	試料一リットルにつきポリ塩化ビフェニル〇・〇〇三ミリグラム以下
九	トリクロロエチレン	試料一リットルにつきトリクロロエチレン〇・三ミリグラム以下
一〇	テトラクロロエチレン	試料一リットルにつきテトラクロロエチレン〇・一ミリグラム以下
一一	ジクロロメタン	試料一リットルにつきジクロロメタン〇・二ミリグラム以下
一二	四塩化炭素	試料一リットルにつき四塩化炭素〇・〇二ミリグラム以下
一三	一・二ジクロロエタン	試料一リットルにつき一・二ジクロロエタン〇・〇四ミリグラム以下
一四	一・一ジクロロエチレン	試料一リットルにつき一・一ジクロロエチレン〇・二ミリグラム以下
一五	シス一・二ジクロロエチレン	試料一リットルにつきシス一・二ジクロロエチレン〇・四ミリグラム以下
一六	一・一・一トリクロロエタン	試料一リットルにつき一・一・一トリクロロエタン三ミリグラム以下
一七	一・一・二トリクロロエタン	試料一リットルにつき一・一・二トリクロロエタン〇・〇六ミリグラム以下
一八	一・三ジクロロプロペン	試料一リットルにつき一・三ジクロロプロペン〇・〇二ミリグラム以下
一九	チウラム	試料一リットルにつきチウラム〇・〇六ミリグラム以下
二〇	シマジン	試料一リットルにつきシマジン〇・〇三ミリグラム以下
二一	チオベンカルブ	試料一リットルにつきチオベンカルブ〇・二ミリグラム以下
二二	ベンゼン	試料一リットルにつきベンゼン〇・一ミリグラム以下
二三	セレン又はその化合物	試料一リットルにつきセレン〇・一ミリグラム以下
二四	令別表第三の三第二十四号の掲げる有機塩素化合物	試料一リットルにつき塩素四ミリグラム以下
二五	銅又はその化合物	試料一リットルにつき銅十ミリグラム以下
二六	亜鉛又はその化合物	試料一リットルにつき亜鉛二十ミリグラム以下
二七	弗化物	試料一リットルにつき弗素十五ミリグラム以下
二八	ベリリウム又はその化合物	試料一リットルにつきベリリウム二・五ミリグラム以下
二九	クロム又はその化合物	試料一リットルにつきクロム二ミリグラム以下
三〇	ニッケル又はその化合物	試料一リットルにつきニッケル一・二ミリグラム以下
三一	バナジウム又はその化合物	試料一リットルにつきバナジウム一・五ミリグラム以下
三二	フェノール類	試料一リットルにつきフェノール二十ミリグラム以下

備考

- この表に掲げる基準は、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により令別表第三の二の一の項に掲げる施設において生じた廃酸又は廃アルカリに含まれるこの表の各項の第一欄に掲げる物質を検定した場合における当該各項の第二欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。
- 別表第一の備考3の規定は、この表の一の項に掲げる基準について準用する。

(※上記別表第一、備考3は前頁掲載“別表第三”の備考参照)

4) 産業廃棄物の油分に係る判定基準

①基準値

： 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条第一項第四号に規定する油分を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令 1条～3条
(昭和五十一年二月二十六日総理府令第五号)

(汚泥に係る判定基準)

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。) 第六条第一項第四号 イ (1) の油分を含む汚泥に係る環境省令で定める基準は、次のとおりとする。この場合において、第一号及び第二号の基準は、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により汚泥に含まれる油分を溶出させた場合における油分の濃度として表示されたものとする。

- 一 令第六条第一項第四号 イ(1)(イ)及び(ロ)に掲げる汚泥にあつては、検液一リットルにつき油分十五ミリグラム以下であること。
- 二 令第六条第一項第四号 イ(1)(ハ)に掲げる汚泥にあつては、検液一リットルにつき油分五十ミリグラム以下であること。
- 三 海洋投入処分により視認できる油膜が海面に生じないものであること。

(廃酸又は廃アルカリに係る基準)

第二条 令第六条第一項第四号 イ (2) の油分を含む廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、次のとおりとする。この場合において、第一号の基準は、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により廃酸又は廃アルカリに含まれる油分を検定した場合における油分の濃度として表示されたものとする。

- 一 船舶に積み込む際に試料一リットルにつき油分十五ミリグラム以下であること。
- 二 海洋投入処分により視認できる油膜が海面に生じないものであること。

(動植物性残さに係る判定基準)

第三条 令第六条第一項第四号 イ (3) の動植物性残さに係る環境省令で定める基準は、海洋投入処分により視認できる油膜が海面に生じないものであることとする。

(3) 水底土砂

1) 海洋投入処分可能な水底土砂：海防法施行令6条4号

(海洋において処分することがやむを得ない廃棄物)

第六条 法第十条第二項第四号の政令で定める海洋において処分することがやむを得ない廃棄物は、次に掲げる廃棄物とする。

一～三【略】(輸送活動、漁ろう活動その他の船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物等)

四 しゆんせつ活動その他の船舶の通常の活動に伴い生ずる水底土砂のうち、前条第二項第四号に掲げる水底土砂以外のもの(特定水底土砂及び同項第五号に掲げるものにあつては、国土交通大臣が定めるところにより固型化したものに限る。)

：特定水底土砂及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第二項第五号に掲げる水底土砂の固型化に関する基準を定める告示
(昭和五十二年八月二十六日運輸省告示第四百十九号)

【略】

2) 海洋投入処分することができない水底土砂

：海防法施行令6条4号(上記)を受けた同5条2項4号

(埋立場所等に排出する廃棄物の排出方法に関する基準)

第五条

1～2【略】

一～三【略】

四 廃棄物処理令別表第三の三第一号、第二号、第八号から第二十二号まで及び第二十四号に掲げる物質並びにダイオキシン類(ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。)を含む水底土砂(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

五 【略】

3) 特定水底土砂、海防法施行令第五条第二項第五号に掲げる水底土砂(有害水底土砂)および指定水底土砂

①特定水底土砂(A海域)および指定水底土砂(C海域)の要件

：海防法施行令5条1項1号

(埋立場所等に排出する廃棄物の排出方法に関する基準)

第五条 廃棄物（次項各号に掲げるものを除く。）を法第十条第二項第三号 に規定する場所（以下「埋立場所等」という。）に排出する場合における同号の政令で定める排出方法に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 水底土砂（海洋又は海洋に接続する公共用水域から除去された土砂（汚泥を含む。）をいう。以下同じ。）で廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理令」という。）別表第三の三第二十五号から第三十一号までに掲げる物質を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。以下「特定水底土砂」という。）及び水底土砂で環境大臣が指定する水域から除去されたもののうち熱しやく減量二十パーセント以上の状態であるもの（以下「指定水底土砂」という。）以外の水底土砂、金属くず（自動車（原動機付自転車を含む。）若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部（環境大臣が指定するものを除く。）の破砕に伴つて生じたもの、廃棄物処理令第六条第一項第三号 イ(1)に規定する廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であつて不要物であるもの、鉛製の管又は板であつて不要物であるもの及び同号 イ(1)に規定する廃容器包装を除く。）その他環境大臣が指定する廃棄物をこれらの廃棄物以外の廃棄物が排出されていない埋立場所等に排出する場合においては、当該埋立場所等に廃棄物が海洋に流出しないよう必要な措置が講じられている場合を除き、当該埋立場所等から廃棄物が海洋に流出しないよう必要な措置を講じた上で排出すること。この場合において、海洋に流出してはならない廃棄物には、当該埋立場所等にある他の廃棄物を含み、特定水底土砂及び指定水底土砂以外の水底土砂を含まないものとする。

二～十六【略】

2～5【略】

②上記海防法施行令5条1項1号の廃掃法施行令「別表第三の三」（特定水底土砂）

(前掲 3.(2) 3) ①参照)

③海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項第一号の規定に基づく指定水底土砂に係る水域の指定（昭和四十八年二月十日環境庁告示第十八号）

海洋汚染防止法施行令(昭和四十六年政令第二百一号)第五条第一項第一号の規定に基づき、指定水底土砂に係る水域を次のように指定し、昭和四十八年三月十日から適用する。

- 一 港則法施行令(昭和四十年政令第二百十九号)別表第一に掲げる田子の浦港の区域
- 二 愛媛県三島港防波堤灯台から二百二十四度八百五十メートルの地点、同地点から三百十度千七百五十メートルの地点、愛媛県川之江港西防波堤灯台から二十八度四千七十メートルの地点及び同地点から百三十度二千二十メートルの地点を順次に結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面並びに金生川最下流橋下流の河川水面

4) 海防法施行令第五条第二項第五号に掲げる水底土砂（有害水底土砂：A海域）の要件：海防法施行令5条2項5号

（埋立場所等に排出する廃棄物の排出方法に関する基準）

第五条

1～2【略】

一～四【略】

- 五 廃棄物処理令別表第三の三第三号から第七号まで及び第二十三号に掲げる物質を含む水底土砂（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

：廃掃法施行令別表第三の三

（前掲 3.（2） 3）①参照）

5) 判定基準

①項目：廃掃法施行令別表第三の三

（前掲 3.（2） 3）①参照）

②基準値

：海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令 1条2項（昭和四十八年二月十七日総理府令第六号）

（水底土砂に係る判定基準）

第一条

1 【略】

- 2 令第五条第二項第四号の環境省令で定める基準は、別表第一第一号から第三号まで、第九号、第一三号、第一四号及び第一九号から第三一号までの上欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各号下欄に掲げるとおりとし、ダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）にあつては検液一リットルにつきダイオキシン類10ピコグラム以下とする。

別表第一

一 アルキル水銀化合物	アルキル水銀化合物につき検出されないこと。
二 水銀又はその化合物	検液一リットルにつき水銀〇・〇〇五ミリグラム以下
三 カドミウム又はその化合物	検液一リットルにつきカドミウム〇・一ミリグラム以下
四 鉛又はその化合物	検液一リットルにつき鉛〇・一ミリグラム以下
五 有機りん化合物	検液一リットルにつき有機りん化合物一ミリグラム以下
六 六価クロム化合物	検液一リットルにつき六価クロム〇・五ミリグラム以下
七 ひ素又はその化合物	検液一リットルにつきひ素〇・一ミリグラム以下
八 シアン化合物	検液一リットルにつきシアン一ミリグラム以下
九 ポリ塩化ビフェニル	検液一リットルにつきポリ塩化ビフェニル〇・〇〇三ミリグラム以下
一〇 銅又はその化合物	検液一リットルにつき銅三ミリグラム以下
一一 亜鉛又はその化合物	検液一リットルにつき亜鉛五ミリグラム以下
一二 ふつ化物	検液一リットルにつきふつ素十五ミリグラム以下
一三 トリクロロエチレン	検液一リットルにつきトリクロロエチレン〇・三ミリグラム以下
一四 テトラクロロエチレン	検液一リットルにつきテトラクロロエチレン〇・一ミリグラム以下
一五 ベリリウム又はその化合物	検液一リットルにつきベリリウム二・五ミリグラム以下
一六 クロム又はその化合物	検液一リットルにつきクロム二ミリグラム以下
一七 ニッケル又はその化合物	検液一リットルにつきニッケル一・二ミリグラム以下
一八 バナジウム又はその化合物	検液一リットルにつきバナジウム一・五ミリグラム以下
一九 廃棄物処理令別表第三の三第二十四号に掲げる有機塩素化合物	試料一キログラムにつき塩素四十ミリグラム以下
二〇 ジクロロメタン	検液一リットルにつきジクロロメタン〇・二ミリグラム以下
二一 四塩化炭素	検液一リットルにつき四塩化炭素〇・〇二ミリグラム以下
二二 一・二ジクロロエタン	検液一リットルにつき一・二ジクロロエタン〇・〇四ミリグラム以下
二三 一・一ジクロロエチレン	検液一リットルにつき一・一ジクロロエチレン〇・二ミリグラム以下
二四 シス一・二ジクロロエチレン	検液一リットルにつきシス一・二ジクロロエチレン〇・四ミリグラム以下
二五 一・一・一トリクロロエタン	検液一リットルにつき一・一・一トリクロロエタン三ミリグラム以下
二六 一・一・二トリクロロエタン	検液一リットルにつき一・一・二トリクロロエタン〇・〇六ミリグラム以下
二七 一・三ジクロロプロペン	検液一リットルにつき一・三ジクロロプロペン〇・〇二ミリグラム以下
二八 テトラメチルチウラムジスルフィド (以下「チウラム」という。)	検液一リットルにつきチウラム〇・〇六ミリグラム以下
二九 ニクロール四・六ービス (エチルアミノ) ー s ー トリアジン (以下「シマジン」という。)	検液一リットルにつきシマジン〇・〇三ミリグラム以下
三〇 S一四一クロロベンジル=N・Nージエチルチオカルバマート (以下「チオベンカルブ」という。)	検液一リットルにつきチオベンカルブ〇・二ミリグラム以下
三一 ベンゼン	検液一リットルにつきベンゼン〇・一ミリグラム以下
三二 セレン又はその化合物	検液一リットルにつきセレン〇・一ミリグラム以下

備考

- この表に掲げる基準は、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により廃棄物に含まれる各号上欄に掲げる物質を溶出させた場合における当該各号下欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。
- 「検出されないこと。」とは、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

4. 海洋投入処分に関連する各種規制

(1) 廃棄物処理業の許可

1) 一般廃棄物処理業の許可：廃掃法7条4項

(一般廃棄物処理業)

第七条

1～3【略】

4 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

5 前項の許可は、一年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

6 市町村長は、第四項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。
- 二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
- 三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
- 四 申請者が第三項第四号イからチまでのいずれにも該当しないこと。

7～12【略】

2) 産業廃棄物処理業の許可：廃掃法14条4項

(産業廃棄物処理業)

第十四条

1～3【略】

4 産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限

りでない。

- 5 前項の許可は、五年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
 - 6 都道府県知事は、第四項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
 - 一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
 - 二 申請者が第三項第二号イからへまでのいずれにも該当しないこと。
 - 7 第一項又は第四項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。
- 8～11 【略】

3) 許可期間

① 一般廃棄物処理業の許可期間：廃掃法施行令4条の7

(一般廃棄物処理業の許可の更新期間)

第四条の七 法第七条第五項 に規定する政令で定める期間は、二年とする。

② 産業廃棄物処理業の許可期間：廃掃法施行令6条の11

(産業廃棄物処分業の許可の更新期間)

第六条の十一 法第十四条第五項の政令で定める期間は、五年とする。

(2) 廃棄物の確認

1) 海上保安庁長官による廃棄物の確認

：海防法10条3項～6項

(船舶からの廃棄物の排出の禁止)

第十条

1～2 【略】

- 3 前項第四号の規定により廃棄物を排出する場合において、その廃棄物はその排出につき海洋環境の保全の見地から特に注意を払う必要があるものとして政令で定める廃棄物であるときは、当該廃棄物を船舶から排出しようとする者は、

当該廃棄物の船舶への積み込み前（当該廃棄物が当該船舶内において生じたものであるときは、その排出前）に、その排出に関する計画が同号の基準に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して、海上保安庁長官の確認を受けなければならない。

- 4 海上保安庁長官は、前項の申請書を受理した場合において、その排出に関する計画が第二項第四号の基準に適合するものであることを確認したときは、申請者に排出確認済証を交付しなければならない。
- 5 排出確認済証の交付を受けた者は、当該廃棄物の排出に従事する船舶内に、排出確認済証を備え置かなければならない。
- 6 【略】

2) 上記海防法 10 条 3 項「政令で定める廃棄物」

：海防法施行令 10 条 3 項～6 項

(船舶からの排出につき確認を要する廃棄物)

第九条 法第十条第三項の政令で定める廃棄物は、次に掲げる廃棄物とする。

- 一 廃棄物処理令第三条第四号イ（3）に掲げる廃棄物
- 二 第六条第四号に掲げる水底土砂のうち特定水底土砂及び第五条第二項第五号に掲げるもの
- 三 最大径十二メートル以上の廃棄物

(3) 排出船の登録

1) 海上保安庁長官の登録

：海防法 11 条～17 条

(廃棄物排出船の登録)

第十一条 船舶所有者は、船舶を第十条第二項第三号又は第四号の規定によつてする廃棄物の排出に常用しようとするときは、当該船舶について海上保安庁長官の登録を受けなければならない。

第十二条 前条の登録を申請しようとする船舶所有者は、次の事項を記載した申請書を海上保安庁長官に提出しなければならない。

- 一 当該船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所
- 二 当該船舶の船舶番号、船名、船質、総トン数及び航行区域

- 三 廃棄物の主な積込地
 - 四 廃棄物の種類
 - 五 当該船舶の廃棄物の積込み及び排出のための設備その他の国土交通省令で定める船舶の設備及び構造の概要
 - 六 その他国土交通省令で定める事項
- 2 海上保安庁長官は、前項の申請書を受理したときは、当該船舶の設備及び構造が廃棄物の適正な排出を確保するための国土交通省令で定める技術上の基準に適合しないときを除き、登録をしなければならない。

第十三条～第十七条 【略】

(4) 廃棄物処理記録簿及び報告の徴収

1) 廃棄物処理記録簿の備え付け及び記録：海防法16条

(廃棄物処理記録簿)

第十六条 第十一条の登録を受けた船舶の船長（引かれ船等にあつては、船舶所有者。次項及び第三項において同じ。）は、廃棄物処理記録簿を船舶内（引かれ船等にあつては、当該船舶を管理する船舶所有者の事務所。第三項において同じ。）に備え付けなければならない。

- 2 船長は、当該船舶における廃棄物の排出その他廃棄物の取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものが行なわれたときは、そのつど、国土交通省令で定めるところにより、廃棄物処理記録簿への記載を行なわなければならない。
- 3 船長は、廃棄物処理記録簿をその最後の記載をした日から二年間船舶内に保存しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、廃棄物処理記録簿の様式その他廃棄物処理記録簿に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

2) 報告の徴収・立入検査等：海防法48条

(報告の徴収等)

第四十八条 【略】

- 2 国土交通大臣又は海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、船舶所有者若しくは船長、海洋施設の設置者若しくは管理者又は航空機の使用者に対し、当該船舶、海洋施設又は航空機に係る油、有害液体物質等又は廃棄物の排出又は焼却その他油、有害液体物

質等又は廃棄物の取扱いに関する作業に関し報告をさせることができる。

3 【略】

4 【略】

5 国土交通大臣又は海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、船舶若しくは海洋施設等又は船舶所有者若しくは海洋施設等の設置者若しくは管理者の事務所に立ち入り、海洋汚染防止設備等、油濁防止規程、第七条の二第一項又は第四十条の二第一項の油濁防止緊急措置手引書、油記録簿、有害液体物質記録簿、船舶発生廃棄物汚染防止規程、船舶発生廃棄物記録簿、海洋汚染防止証書、条約証書、海洋施設発生廃棄物汚染防止規程、焼却設備その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

6 【略】

7 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

8 第四項から第六項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5. 排出海域および排出方法

(1) 排出海域および排出方法の指定：海防法施行令7条、別表第三

(海洋を投入処分場所とすることができる廃棄物等の排出海域等に関する基準)

第七条 法第十条第二項第四号の排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準は、別表第三上欄に掲げる廃棄物の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

- 2 前項の規定による排出海域又は排出方法に関する基準を異にする二以上の廃棄物が混合している場合においては、当該二以上のそれぞれの廃棄物につき、これに係る同項の規定による基準が適用されるものとする。
- 3 別表第三上欄に掲げる廃棄物の同表下欄に掲げる排出方法に関する基準に従つてする排出は、その排出方法に関する基準が同表第二号下欄に規定する集中式排出方法、同号下欄イ及びロに掲げる要件に適合する排出方法、同号下欄イ及びハに掲げる要件に適合する排出方法又は同号下欄ハに掲げる要件に適合する排出方法であるときは第一号に定めるところにより、その排出方法に関する基準が同表第三号下欄に規定する拡散式排出方法又は同号下欄ロに掲げる要件に適合する排出方法であるときは第二号に定めるところにより行うよう努めなければならない。
 - 一 当該廃棄物ができる限り速やかに海底に沈降し、かつ、堆積するよう必要な措置を講ずること。
 - 二 当該廃棄物を少量ずつ排出し、かつ、当該廃棄物ができる限り速やかに海中において拡散するよう必要な措置を講ずること。
- 4 別表第三上欄に掲げる廃棄物を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準に従つて排出する場合においても、水産動植物の生育に支障を及ぼすおそれがある場所を避けるよう努めなければならない。

別表第三 (第七条関係)

廃棄物	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一 第六条第四号に掲げる水底土砂のうち特定水底土砂及び第五条第二項第五号に掲げるもの並びに廃棄物処理令第三条第四号イ(3)に掲げる廃棄物	A海域	次号下欄イ及びハに掲げる要件に適合する排出方法により排出すること。
二 廃棄物処理令第三条第四号イ(1)及び(2)並びに廃棄物処理令第六条第一項第四号イ(1)に掲げる廃棄物(水底土砂及び次号上欄に掲げるものを除く。)	B海域	集中式排出方法(イからハまでに掲げる要件に適合する排出方法をいう。)により排出すること。 イ 比重一・二以上の状態にして排出すること。 ロ 粉末のまま排出しないこと。 ハ 当該船舶の航行中に排出しないこと。
三 廃棄物処理令第三条第四号イ(2)に掲げる廃棄物のうち液状のもの、廃棄物処理令第六条第一項第四号イ(1)に掲げる汚泥のうち有機性のもの及び水溶性の無機性のもの、同号イ(2)から(4)までに掲げる廃棄物、南極地域の環境の保護に関する法律(平成九年法律第六十一号)第十六条第四号に規定する汚泥並びに指定水底土砂(特定水底土砂並びに第五条第二項第四号及び第五号に掲げるものを除く。)	C海域	拡散式排出方法(イからハまでに掲げる要件に適合する排出方法をいう。)により排出すること。 イ 海面下に排出すること。 ロ 当該船舶の航行中に排出すること。 ハ 一時間当たりの排出量が二千立方メートル以下となるように排出すること。
四 第六条第一号に掲げる廃棄物	C海域	第二号下欄イ及びロに掲げる要件に適合する排出方法により排出すること。
五 第六条第二号に掲げる廃棄物のうち植物性のもの	C海域	第三号下欄ロに掲げる要件に適合する排出方法により排出すること。
六 第六条第二号に掲げる廃棄物のうち動物性のもの(次号上欄に掲げるものを除く。)	D海域	排出方法は、限定しない。
七 第六条第二号に掲げる廃棄物のうち動物性のもの(生鮮魚及びその一部に限る。)及び同条第三号に掲げる廃棄物のうちその水質が国土交通省令・環境省令で定める基準に適合しない貨物艙の洗浄水	E海域	排出方法は、限定しない。
八 水底土砂(特定水底土砂、指定水底土砂並びに第五条第二項第四号及び第五号に掲げるものを除く。)及び第六条第三号に掲げる廃棄物(前号上欄に掲げる貨物艙の洗浄水を除く。)	F海域	イ 水底土砂にあつては、第二号下欄ハに掲げる要件に適合する排出方法により排出すること。 ロ 第六条第三号に掲げる廃棄物にあつては、排出方法は、限定しない。

備考

- 一 この表において「A海域」とは、次に掲げる海域をいう。
 - イ 次号イに掲げる海域のうち北緯四十度二十分の線以南であり、かつ、北緯四十度の線以北である海域
 - ロ 次号ロに掲げる海域のうち東経百四十三度の線以東であり、かつ、東経百四十三度二十分の線以西である海域
 - ハ 次号ハに掲げる海域のうち東経百三十四度四十分の線以東であり、かつ、東経百三十五度の線以西である海域
 - ニ 次号ニに掲げる海域
 - ホ 次号へに掲げる海域のうち北緯四十一度三十五分の線以南であり、かつ、北緯四十一度十五分の線以北である海域

- 二 この表において「B海域」とは、次に掲げる海域をいう。
- イ 北緯四十二度東経百四十七度の点、北緯四十一度四十分東経百四十七度の点、北緯四十度五十五分東経百四十五度三十分の点、北緯三十八度東経百四十五度三十分の点、北緯三十八度東経百四十五度の点、北緯四十一度東経百四十五度の点及び北緯四十二度東経百四十七度の点を順次結んだ線によつて囲まれた海域
 - ロ 北緯三十四度五十分東経百四十四度の点、北緯三十四度二十分東経百四十四度の点、北緯三十二度東経百四十一度の点、北緯三十二度三十分東経百四十一度の点及び北緯三十四度五十分東経百四十四度の点を順次結んだ線によつて囲まれた海域
 - ハ 北緯三十度三十分東経百三十九度の点、北緯三十度五分東経百三十九度の点、北緯三十度五十分東経百三十五度の点、北緯二十九度五分東経百三十二度の点、北緯二十九度三十分東経百三十二度の点、北緯三十一度十五分東経百三十五度の点及び北緯三十度三十分東経百三十九度の点を順次結んだ線によつて囲まれた海域
 - ニ 北緯二十四度二十分の線、東経百二十八度二十分の線、北緯二十四度の線及び東経百二十八度の線によつて囲まれた海域
 - ホ 北緯三十六度二十四分東経百三十一度三十五分の点、北緯三十六度八分東経百三十一度二十一分の点、北緯三十六度十四分東経百三十一度十一分の点、北緯三十六度三十分東経百三十一度二十五分の点及び北緯三十六度二十四分東経百三十一度三十五分の点を順次結んだ線によつて囲まれた海域
 - ヘ 北緯四十三度三十分東経百三十八度三十五分の点、北緯四十度二十分東経百三十七度十五分の点、北緯四十度二十分東経百三十六度五十三分の点、北緯四十度二十六分東経百三十六度四十七分の点、北緯四十三度三十分東経百三十八度五分の点及び北緯四十三度三十分東経百三十八度三十五分の点を順次結んだ線によつて囲まれた海域
- 三 この表において「C海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側五十海里の線を超える海域をいう。ただし、同表第四号及び第五号にあつては、当該海域のうち次に掲げる海域以外の海域とする。
- イ 別表第一の四に掲げるバルティック海海域及び南極海域
 - ロ 別表第二の二備考第四号に規定する北海海域
 - ハ 別表第二の二備考第六号に規定する海洋施設等周辺海域
- 四 この表において「D海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域のうち次に掲げる海域以外の海域をいう。
- イ 別表第一の四に掲げるバルティック海海域及び南極海域
 - ロ 別表第二の二備考第四号に規定する北海海域
 - ハ 別表第二の二備考第六号に規定する海洋施設等周辺海域
 - ニ 第六号の環境大臣が指定する海域
- 五 この表において「E海域」とは、次に掲げる海域以外の海域をいう。
- イ 別表第二備考第一号に規定する特定沿岸海域
 - ロ 次号の環境大臣が指定する海域
- 六 この表において「F海域」とは、すべての海域（本邦の領海の基線からその外側五十海里の線を超えない海域のうち水産動植物の生育環境その他の海洋環境の保全上支障があると認めて環境大臣が指定する海域を除く。）をいう。

(2) 水底土砂の排出海域指定：海防法施行令7条、別表第三

1) 特定水底土砂（A海域）および指定水底土砂（C海域）の要件

①海防法施行令5条1項1号

(前掲 3.(3) 3) ①参照)

②上記海防法施行令5条1項1号の廃掃法施行令「別表第三の三」(特定水底土砂)

(前掲 3.(2) 3) ①参照)

③海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項第一号の規定に基づく
指定水底土砂に係る水域の指定(昭和四十八年二月十日環境庁告示第十八号)

(前掲 3.(3) 3) ③参照)

2) 海防法施行令第五条第二項第五号に掲げる水底土砂(有害水底土砂:A海域)の要件

(前掲 3.(3) 4) 参照)

6. その他の関連法規

(1) 多量排出事業者の廃棄物処理計画

1) 根拠法条：廃掃法 12 条 7 項～9 項

(事業者の処理)

第十二条

1～6 【略】

7 その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの（次項において「多量排出事業者」という。）は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

8 多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。

9 都道府県知事は、第七項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。

10～11 【略】

2) 廃掃法 12 条 7 項の「多量排出事業者」：廃掃法施行令 6 条の 3

(産業廃棄物の多量排出事業者)

第六条の三 法第十二条第七項の政令で定める事業者は、前年度の産業廃棄物の発生量が千トン以上である事業場を設置している事業者とする。

3) その他環境省令で定める事項：廃掃法施行規則 8 条の 4 の 4～8 条の 4 の 6

(承諾に係る書面の写しの保存期間)

第八条の四の四 令第六条の二第五号（令第六条の六第二号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の環境省令で定める期間は、五年とする。

(多量排出事業者の産業廃棄物処理計画)

第八条の四の五 法第十二条第七項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 当該事業場において現に行っている事業の概要を記載すること。
- 二 次に掲げる事項を定めること。

- イ 計画期間
 - ロ 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
 - ハ 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
 - ニ 産業廃棄物の分別に関する事項
 - ホ 産業廃棄物の再生利用に関する事項
 - ヘ 産業廃棄物の処理に関する事項
- 三 様式第二号の二による書面を添付すること。
 - 四 当該年度の六月三十日までに提出すること。

(実施の状況の報告)

第八条の四の六 法第十二条第八項の規定による報告は、様式第二号の三による報告書を翌年度の六月三十日までに提出することにより行うものとする。

(計画及び実施の状況の公表)

第八条の四の七 法第十二条第九項の規定による公表は、同条第七項の計画及び同条第八項の規定による報告の内容を一年間公衆の縦覧に供することにより行うものとする。

(2) 港湾計画

1) 根拠法条：港湾法3条の3

(港湾計画)

第三条の三 重要港湾の港湾管理者は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する政令で定める事項に関する計画（以下「港湾計画」という。）を定めなければならない。

- 2 港湾計画は、基本方針に適合し、且つ、港湾の取扱可能貨物量その他の能力に関する事項、港湾の能力に応ずる港湾施設の規模及び配置に関する事項、港湾の環境の整備及び保全に関する事項その他の基本的な事項に関する国土交通省令で定める基準に適合したものでなければならない。
- 3 重要港湾の港湾管理者は、港湾計画を定め、又は変更しようとするときは、地方港湾審議会の意見をきかなければならない。
- 4 重要港湾の港湾管理者は、港湾計画を定め、又は変更したとき（国土交通省令で定める軽易な変更をしたときを除く。）は、遅滞なく、当該港湾計画を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 5 国土交通大臣は、前項の規定により提出された港湾計画について、交通政策審

議会の意見を聴かなければならない。

- 6 国土交通大臣は、第四項の規定により提出された港湾計画が、基本方針又は第二項の国土交通省令で定める基準に適合していないと認めるとき、その他当該港湾の開発、利用又は保全上著しく不適當であると認めるときは、当該港湾管理者に対し、これを変更すべきことを求めることができる。
- 7 国土交通大臣は、第四項の規定により提出された港湾計画について前項の規定による措置を執る必要がないと認めるときは、その旨を当該港湾管理者に通知しなければならない。
- 8 重要港湾の港湾管理者は、港湾計画について第四項の国土交通省令で定める軽易な変更をしたときは、遅滞なく、当該港湾計画を国土交通大臣に送付しなければならない。
- 9 重要港湾の港湾管理者は、第七項の規定による通知を受けたとき又は港湾計画について第四項の国土交通省令で定める軽易な変更をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該港湾計画の概要を公示しなければならない。
- 10 地方港湾の港湾管理者は、港湾計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該港湾計画の概要を公示しなければならない。
- 11 第三項の規定は、地方港湾の港湾管理者が港湾計画を定め、又は変更する場合に準用する。

2) 港湾計画中に定めるべき事項：港湾法施行令1条の4

(港湾計画)

第一条の四 法第三条の三第一項の政令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全の方針
- 二 港湾の取扱貨物量、船舶乗降旅客数その他の能力に関する事項
- 三 港湾の能力に応ずる水域施設、係留施設その他の港湾施設の規模及び配置に関する事項
- 四 港湾の環境の整備及び保全に関する事項
- 五 その他港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する重要事項

3) その他国土交通省令で定めるべき事項

①港湾計画の基本的な事項

**： 港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令
(昭和四十九年運輸省令第三十五号)**

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第二項の規定に基づき、港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令を次のように定める。

(趣旨)

第一条 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第二項の国土交通省令で定める港湾計画の基本的な事項に関する基準については、この省令の定めるところによる。

(用語)

第二条 この省令において使用する用語は、港湾法において使用する用語の例による。

(港湾計画の方針)

第三条 港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全の方針は、自然条件、港湾及びその周辺地域の経済的及び社会的条件、港湾及びその周辺における交通の状況、港湾及びその周辺の自然環境及び生活環境に及ぼす影響、漁業に及ぼす影響等を考慮して、適切なものとなるように、次に掲げる事項に関する方針を一体的かつ総合的に定めるものとする。

- 一 港湾の位置付け及び機能
 - 二 港湾施設の整備及び利用
 - 三 港湾における土地利用
 - 四 港湾の環境の整備及び保全
 - 五 港湾の安全の確保
 - 六 港湾に隣接する地域の保全
- 2 港湾計画の目標年次は、通常十年から十五年程度将来の年次とし、港湾の利用状況の変化の見込み、関連する他の計画の計画期間等を考慮して定めるものとする。

(港湾の能力)

第四条 港湾の取扱可能貨物量その他の能力に関する事項は、自然条件、港湾及びその周辺地域の経済的及び社会的条件等を考慮して、適切なものとなるように港湾計画の目標年次における港湾の取扱貨物量、船舶乗降旅客数その他の能力を定めるものとする。この場合においては、港湾における輸送及び荷役方式の変化への対応、港湾及びその周辺における交通の状況、港湾及びその周辺の安全の

確保及び環境の保全等について配慮するものとする。

(港湾相互間の連携の確保)

第四条の二 前二条の港湾計画の方針及び港湾の能力を定めるにあつては、当該港湾及びその周辺の港湾との機能分担等を考慮して適切なものとなるように配慮するものとする。

(港湾施設の規模及び配置)

第五条 港湾の能力に応ずる港湾施設の規模及び配置に関する事項は、自然条件、港湾及びその周辺地域の経済的及び社会的条件、既存の港湾施設の利用状況、港湾及び港湾に隣接する地域の保全等を考慮して、港湾の能力に応じて適切なものとなるように、港湾施設の規模及び配置を一体的かつ総合的に定めるものとする。

2 前項の港湾施設のうち、当該港湾が国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要であるものについては、その旨を定めるものとする。

(水域施設)

第六条 水域施設の規模及び配置は、水域施設を利用する船舶の種類、船型及び隻数、係留施設の利用状況、水域の静穏の程度等を考慮して、港湾の機能が十分に確保され、かつ、船舶が安全かつ円滑に利用することができるように定めるものとする。

(外郭施設)

第七条 外郭施設の規模及び配置は、外郭施設によつて防護される水域施設及び係留施設の利用状況その他の状況を考慮して、十分に機能を発揮することができるように定めるものとする。

(係留施設)

第八条 係留施設の規模及び配置は、係留施設を利用する船舶の種類、船型及び隻数、取扱貨物の種類及び量、荷役方式、水域施設の利用状況等を考慮して、港湾の機能及び係留施設の安全かつ効率的な運用その他の適正な運営が十分に確保されるように定めるものとする。

(臨港交通施設)

第九条 港湾の利用に必要な臨港交通施設の規模及び配置は、港湾及びその周辺における交通の状況、港湾施設の利用状況その他の状況を考慮して、輸送需要の質及

び量に適合したものとなるように定めるものとする。

(旅客施設、荷さばき施設、保管施設等)

第十条 旅客施設及びその敷地の規模及び配置は、船舶乗降旅客数等を考慮して、旅客が安全かつ円滑に利用することができるように定めるものとする。

2 荷さばき施設及び保管施設の敷地の規模及び配置並びに主要な荷役機械の種類及び配置は、取扱貨物の種類及び量、係留施設及び臨港交通施設の利用状況等を考慮して、十分に機能を発揮することができるように定めるものとする。

(港湾の環境の整備及び保全)

第十一条 港湾の環境の整備及び保全に関する事項は、生態系その他の自然条件、港湾及びその周辺地域における事業活動の状況、港湾における労働環境等を考慮して、良好な港湾の環境の形成を図ることができるように総合的に定めるものとする。この場合において、必要に応じ、自然環境を保全する区域を定めるものとする。

(廃棄物の処理)

第十二条 廃棄物の処理に関する事項は、港湾及びその周辺における廃棄物の発生状況その他の状況を考慮して、港湾の環境が良好に維持されるように、港湾において処理する廃棄物の種類及び量並びに主要な廃棄物処理施設の規模及び配置を定めるものとする。この場合において、当該港湾に関し、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十七条第三項の規定により同意を得た公害防止計画又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第五条の三第一項若しくは第六条第一項の計画が定められているときは、これらの計画との整合性について配慮するものとする。

(港湾公害防止施設)

第十三条 港湾公害防止施設に関する事項は、自然条件、港湾及びその周辺地域における土地利用及び事業活動の状況等を考慮して、港湾及びその周辺における公害の防止を図ることができるように、主要な港湾公害防止施設の規模及び配置を定めるものとする。この場合において、当該港湾に関し、環境基本法第十七条第三項の規定により同意を得た公害防止計画が定められているときは、当該計画との整合性について配慮するものとする。

(港湾環境整備施設)

第十四条 港湾環境整備施設に関する事項は、自然条件、港湾及びその周辺地域におけ

る土地利用及び事業活動の状況等を考慮して、良好な港湾の環境の形成を図ることができるように、主要な港湾環境整備施設の規模及び配置を定めるものとする。

(港湾及び港湾に隣接する地域の保全)

第十五条 港湾及び港湾に隣接する地域の保全に関する事項（港湾の環境の保全に関する事項を除く。）は、自然条件、港湾の規模、港湾及び港湾に隣接する地域の利用状況等を考慮して、港湾及び港湾に隣接する地域の災害の防止を図ることができるように、災害を防止するための主要な施設の種類及び配置を定めるものとする。この場合において、当該港湾に関し、海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第二条の三に規定する基本計画が定められているときは、当該計画との整合性について配慮するものとする。

(大規模地震対策施設)

第十六条 大規模な地震による災害が発生した際に、港湾及びその周辺地域の復旧及び復興に資する港湾施設（以下「大規模地震対策施設」という。）に関する事項は、自然条件、港湾及びその周辺地域の経済的及び社会的条件並びに土地利用の状況等を考慮して、円滑な物資輸送及び避難地が確保できるように、大規模地震対策施設の種類、規模及び配置を定めるものとする。この場合において、当該港湾に関し、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条又は第四十二条の計画が定められているときは、これらの計画との整合性について配慮するものとする。

(港湾区域の利用)

第十七条 港湾区域の利用に関する事項は、自然条件、船舶の航行及び収容の状況等を考慮して、港湾区域を安全かつ円滑に利用することができるように、港湾区域の利用の区分を定めるものとする。

(土地の造成及び土地利用)

第十八条 土地の造成に関する事項は、自然条件、港湾の利用状況、港湾の安全の確保、港湾及びその周辺の自然環境及び生活環境に及ぼす影響等を考慮して、水際線を有効かつ適切に利用することができるように造成する土地の規模及び配置を定めるものとする。

- 2 土地利用に関する事項は、港湾及びその周辺地域における既存の土地利用状況、港湾の安全の確保、港湾及びその周辺の自然環境及び生活環境に及ぼす影響等を考慮して、港湾を有効かつ適切に利用することができるように土地利用

の区分を定めるものとする。

(港湾の再開発)

第十九条 港湾の再開発に関する事項は、港湾施設の老朽化又は利用状況の変化、港湾及びその周辺地域における土地利用及び事業活動の変化等を考慮して、既存施設の有効な利用が図られるように、必要に応じ、港湾施設の用途変更、土地利用の転換その他の再開発の内容を定めるものとする。

(港湾施設の利用)

第二十条 港湾施設の利用に関する事項は、港湾施設を利用する船舶、取扱貨物の種類及び量、港湾の利用状況等を考慮して、港湾の適正な運営及び港湾施設の安全かつ効率的な利用を図ることができるように、公共用又は専用の別その他の港湾施設の利用形態を定めるものとする。

(港湾の開発の効率化)

第二十一条 港湾の開発の効率化に関する事項は、効果的な港湾の開発を図ることができるように、必要に応じ、段階的な開発の計画、当該開発が港湾及びその周辺地域に与える経済効果等について定めるものとする。

(その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項)

第二十二条 前条までに規定する事項のほか、必要に応じ、船舶航行のための橋梁の桁下空間の確保その他の港湾の開発、利用及び保全に関する事項について、自然条件、港湾及びその周辺地域の利用状況等を考慮して定めるものとする。

②港湾計画の軽易な変更：港湾法施行規則 1 条の 2

(港湾計画の軽易な変更)

第一条の二 法第三条の三第四項の国土交通省令で定める軽易な変更は、当該港湾計画についての港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号。以下「令」という。）第一条の四第三号から第五号までに掲げる事項のうち次に掲げるもの以外のものに係る変更とする。

- 一 第十五条の六第一項及び第二項に掲げる施設（規模又は配置の変更により当該施設となるものを含む。）に関する事項の追加、削除又は当該施設の規模若しくは配置に関する事項の変更
- 二 第十五条の六第一項第三号に掲げる係留施設の用に供する荷さばき施設及び保管施設の敷地の面積が三ヘクタール以上増減することとなる規模に関する

- 事項の変更及び当該係留施設の用に供する主要な荷役機械に関する事項の追加、削除又は主要な荷役機械の種類若しくは配置に関する事項の変更
- 三 面積二十ヘクタール以上の一団の土地の造成に関する事項の追加若しくは削除又は造成する土地の規模若しくは配置に関する事項の変更（当該港湾において造成する土地が複数存する場合であつて、その土地の面積の合計が二十ヘクタール以上増減することとなる土地の造成に関する事項の追加又は削除及び当該港湾において造成する土地の規模又は配置の変更に係る部分の土地が複数存する場合であつて、その土地の面積の合計が二十ヘクタール以上である規模又は配置に関する事項の変更を含む。）
- 四 面積二十ヘクタール以上の一団の土地に係る土地利用に関する事項の追加若しくは削除又は土地利用の区分に関する事項の変更（当該港湾の土地に係る土地利用に関する事項の追加又は削除が複数存する場合であつて、その土地の面積の合計が二十ヘクタール以上増減することとなる土地利用に関する事項の追加又は削除及び当該港湾の土地に係る土地利用の区分に関する事項の変更が複数存する場合であつて、その土地の面積の合計が二十ヘクタール以上である土地利用の区分に関する事項の変更を含む。）
- 五 第十五条の六第一項及び第二項に掲げる施設（利用形態の変更により第十五条の六第一項第三号に掲げる係留施設となるものを含む。）の利用形態に関する事項の変更
- 六 港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令（昭和四十九年運輸省令第三十五号）第十六条及び第二十二條に規定する事項のうち、第十五条の六第一項及び第二項に規定する港湾施設に係るものの追加、削除又は変更

（3）監視：海防法45条5項

（海洋の汚染状況の監視等）

第四十五条 海上保安庁長官は、本邦の沿岸海域における海洋の汚染状況について、必要な監視を行なわなければならない。

- 2 海上保安庁長官は、著しい海洋の汚染があると認めるときは、その汚染の状況について、当該汚染海域を地先水面とする地方公共団体の長に通知するものとする。